

別紙「研修内容」

1. 基本研修（講義）

下記のカリキュラムに基づき、喀痰吸引等に必要な基礎知識を講義（8日間）で学びます。

（単位：時間）

大項目	中項目	実施時間
1 人間と社会		1.5
	(1) 介護職員と医療的ケア	0.5
	(2) 介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1
2 保健医療制度とチーム医療		2
	(1) 保健医療に関する制度	1
	(2) 医療的行為に関係する法律	0.5
	(3) チーム医療と介護職との連携	0.5
3 安全な療養生活		4
	(1) 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2
	(2) 救急蘇生法	2
4 清潔保持と感染予防		2.5
	(1) 感染予防	0.5
	(2) 職員の感染予防	0.5
	(3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	(4) 滅菌と消毒	1
5 健康状態の把握		3
	(1) 身体・精神の健康	1
	(2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5
	(3) 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の 喀痰吸引概論		11
	(1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	(2) いつもと違う呼吸状態	1
	(3) 喀痰吸引とは	1
	(4) 人工呼吸器と吸引	2
	(5) 子どもの吸引について	1
	(6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	(7) 呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1
	(8) 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1
	(9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2
7 高齢者及び障害児・者の 喀痰吸引実施手順解説		8
	(1) 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1
	(2) 吸引の技術と留意点	5
	(3) 喀痰吸引に伴うケア	1
	(4) 報告及び記録	1
8 高齢者及び障害児・者の 経管栄養概論		10
	(1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	(2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1
	(3) 経管栄養法とは	1
	(4) 注入する内容に関する知識	1
	(5) 経管栄養実施上の留意点	1
	(6) 子どもの経管栄養について	1
	(7) 経管栄養に関係する感染と予防	1
	(8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	(9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1
	(10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1
9 高齢者及び障害児・者の 経管栄養実施手順解説		8
	(1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1
	(2) 経管栄養の技術と留意点	5
	(3) 経管栄養にともなうケア	1
	(4) 報告及び記録	1
	合計時間	50.0

2. 確認テスト

50時間の講義が終了した後に行います。
 試験問題は40問、4肢択一方式、試験時間は60分で行います。
 筆記試験規定に基づき実施します。

3. 基本研修（演習）

喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法の演習を行います。
 合計4回開催される内、所定の1回を受講。
 演習回数については下記の通りです。研修受講者ごとに、指導看護師が評価致します。
 評価にあたり、補講が発生する場合があります。

行 為		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	5 回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	5 回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	5 回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型）	5 回以上
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形型）	5 回以上
	経鼻経管栄養	5 回以上
救急蘇生法		1 回以上

4. 実地研修

受講生の所属する施設等において実施して頂きます。
 実地研修期間中は、損害賠償保険に加入することが参加要件になっておりますが、
 保険加入有効期間が1年間ですので、実地研修は基本研修修了後、1年以内に終了
 させて下さい。
 実施内容については下記参照のこと。

(1) 第一号研修

行 為		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 又は、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ）	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

(2) 第二号研修（*下記6項目の内、選択された項目を履修）

行 為		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ）	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

*平成27年4月1日付社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令
 （平成27年厚生労働省令第54号）に基づき、既に認定特定行為業務従事者認定証の
 交付を受けている第2号研修修了者が、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、
 「経鼻経管栄養」等の実地研修を追加受講する者の研修内容は以下の通り。

- ① 基本研修（演習）（該当項目のみ）
- ② 実地研修（該当項目のみ）